

## 第23期火災予防審議会人命安全対策部会（第7回）開催結果概要

### 1 日 時

平成31年1月16日（水） 10時00分から12時00分まで

### 2 場 所

東京消防庁本部庁舎 7階特別会議室（千代田区大手町1-3-5）

### 3 出席者

#### (1) 委 員（敬称省略：五十音順）

大宮 喜文、唐沢 かおり、重盛 政幸、富永 雄次、西澤 真理子、野口 貴文、藤野 珠枝、  
宮崎 緑、村上 弘、山岸 敬子

（計10名）

#### (2) 東京消防庁関係者

予防部長、参事兼予防課長、予防部副参事（予防技術担当）、査察課長、査察技術係長、  
予防対策担当係長、係員2名

（計8名）

#### (3) その他

鈴木 健志（総務省消防庁予防課違反処理対策官）、傍聴人4名

（計5名）

### 4 議 事

#### (1) 審議検討スケジュール及び第6回部会（10月12日開催）の意見概要

#### (2) これまでの議論を踏まえた検討事項と方向性の概要

#### (3) 関係者による自主防火管理体制を充実・継続させるための新たな仕組みの構築

#### (4) 関係者が適正な自主管理が行える環境の整備

#### (5) 最終答申骨子

### 5 資料一覧

- (1) 審議スケジュール…………… 資料1
- (2) 第6回部会(10月12日開催)の意見概要…………… 資料2
- (3) 前回部会及び小部会を踏まえた検討事項と方向性の概要…………… 資料3
- (4) 防火に係る自主管理の状況が良好な建物の評価と活用…………… 資料4
- (5) 関係者が適正な自主防火管理が行える環境の整備…………… 資料5
- (6) 建物関係者へのヒアリング調査結果…………… 資料6
- (7) 自主防火管理に関する建物所有者及びテナント防火管理者へのアンケート調査結果… 資料7
- (8) 答申骨子（案）…………… 資料8
- (9) 建物関係者へのヒアリング調査結果 個票…………… 参考資料

### 6 開 会

事務局から、委員10名が出席している旨の報告が行われた。

### 7 議事

#### 【事務局】

おはようございます。予定の時刻になりましたので、ただいまより火災予防審議会人命安全対策部会第7回部会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

東京都のペーパーレスの取り組みといたしまして、当審議会でもペーパーレス会議を実施しております。資料の説明につきましては、資料の番号とともに、下に「1/120」という表示があるかと思いますが、そのページ数で説明をさせていただきたいと思っております。

ほか、操作等不明な点がありましたら声をかけていただければ、こちらで案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行は、【議長】にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 【議長】

おはようございます。それでは議事次第にのっとりまして、1番目「審議検討スケジュール及び第6回部会（10月12日開催）の意見概要」と、2番目の「これまでの議論を踏まえた検討事項と方向性の概要」、それから3番目の「関係者による自主防火管理体制を充実・継続させるための新たな仕組みの構築」という3つにつきまして、事務局のほうから、まずはご説明をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは、説明させていただきます。資料1、2ページをごらんください。

6月22日に部会を開催しまして、その後、小部会を挟み、前回、10月12日に部会を行わせていただきました。その後、小部会2回を実施し、審議を重ねてまいりました。

本日、1月16日、前回部会後の検討内容について説明させていただき、本日の後半で最終答申の概要案について提示させていただきたいと考えております。

次回の部会は1月31日に実施しまして、最終答申の取りまとめをさせていただきたいと考えております。

その後、総会（答申）の日程につきましては、現在調整を進めているところでございます。

次のページ、3ページをごらんください。こちらは第6回部会、10月12日に開催した際の意見の概要となります。

「消防が優先して指導する対象物を選定するモデル等の確立」「立入検査の効率化」「外部委託による効果的な指導」「民間や他行政機関が保有する建物情報の活用」という点、記載のような意見をいただいております。

次のページに、同様に「関係者による自主防火管理体制を充実・継続させるための新たな仕組みの構築」ということで、内容的には「防火に係る自主管理の状況が良好な建物の評価と活用（案）」というところで、幾つかのパターンについて検討させていただいたところです。また、その評価の活用のところでのインセンティブについても議論をいただきました。

前回の議事の意見の概要は以上ようになります。

次に、資料3の「検討事項の方向性の概要」ということで、5ページをごらんください。前回部会及び小部会を踏まえた検討事項と方向性の概要となります。

こちらは、一番最初の部会の際にこの表を提出させていただきまして、その中で審議を重ねまして、最終的にこのような形になっております。

課題（1）「効率的な行政指導」につきましては、ここに示すように①から④までの項目「消防が優先して指導する対象物を選定するモデル等の確立」「立入検査の効率化」「外部委託による効果的な指導」「民間や他行政機関が保有する建物情報の活用」ということで、検討を重ね、その提言の方向性として、右側の枠に書かれているような内容になっています。

その中で、(1)①の矢印の3番目の部分で「長期間立入検査等の指導対象とならない建物については、良好な防火管理状況が維持されていくよう、指導していく」ということで、こちらは「課題（2）での対応」ということで、課題（2）のほうにつながっていく内容となります。

課題の（2）「効率的で適切な自主管理体制の充実」ということで、⑤から⑦まで書かせていただいております。

⑤として「関係者による自主管理体制を充実・継続させるための新たな仕組みの構築」ということで、これまでこの部分につきましては、かなり長い議論をさせていただきまして、防火管理者の選任や訓練の実施等の防火管理に必要な業務の履行状況を関係者自らが点検し、その結果が良好である、あるいは法令違反が発生しても改善できるなど、適切な自主防火体制が確立されている建物を評価する仕組みを構築するというところで、こちらにつきましては、資料4で説明させていただきたいと思っております。

次に⑥「関係者が適正な自主管理が行える環境の整備」ということで、自主防火管理を充実させるために、ニーズを十分に把握して、積極的に防火管理者等への支援環境を整備していくというところで、こちらのほうはヒアリングやアンケートの結果をもとに、資料5で説明させていただきたいと思っております。

続きまして資料4、6ページをごらんください。こちらが「防火に係る自主管理の状況が良好な建物の評価と活用」の案となります。

背景・概要につきましては、建物数の増加、既存建物の有効活用が活性化している社会情勢から、自主防火管理の促進・充実が重要となるという現状で、検討を始めております。

現在「優良防火対象物認定表示制度」という制度を東京都で運用しているのですが、ヒアリング等で調査した結果、管理権原者が分かっていたりとか、テナントの入れかえの多い複合ビルでは適用のハー

ドルが高いという意見をいただいております。

また、そのような背景から、防火管理者の選任や訓練の実施、防火管理上必要な業務の履行状況、先ほどお話ししたような適切な自主防火管理体制が確保されている建物を新たに評価するという一方で、どのような形で評価をしたらいいのかということを検討させていただいてきました。

検討の結果、基本方針としてどういうふうに評価をしていったらいいのかというところで、次の②の①から⑦に記載させていただいております。

基本方針として①「自主防火管理は、建物毎にその実施方法や項目や水準が多様であるが、どの建物でも管理体制が一定水準以上であることが判断できるよう、点検の項目を示す」ということ。

②「自主防火管理に係る信頼性の向上のため、評価には一定の資格者を活用する」ということ。

③「建物所有者からの申し出に基づき評価を行う」ということ。

④「手続きや評価方法は関係者の過度の負担にならないよう、ニーズを十分把握する」ということ。

⑤「指導體制に影響が出ないよう、消防側の業務負担についても考慮する」ということ・

⑥「更に制度が広く活用されるよう、評価された建物所有者へのインセンティブや周知方策等を検討する」ということ。

⑦に「制度については、建物単体について試行的な運用を行い、問題点を洗い出す」という基本方針を示させていただきました。

そして、評価を行うための方策案としまして、パターン1からパターン3までの検討をさせていただきました。

7ページをごらんください。

「パターン1の詳細」です。このコンセプトとしましては、防災センター等がない、管理者が常駐していない中小規模の建物を想定しています。建物全体の防火管理状況を、資格者等に依頼して検査させ、その結果を建物側から消防へ申告してもらうことによって、建物进行评估するというイメージとなっております。また、防火対象物点検が該当の建物については、共用部と建物内の全テナントが防火対象物点検を報告していることを、消防署へ申告することで足りるものとなります。

次の8ページをご覧ください。「パターン2の詳細」です。これはコンセプトとしまして、主に内装監理室や防災センター等があるような、大規模な建物を想定したものとなります。

複数のテナントが入っている建物において、建物管理者側が、テナントの各種届出状況や日常の防火管理業務の履行状況を確認し、指導・改善を行う体制ができていないことを消防署に示すことによって、評価する形になります。

管理体制の確認内容として、下の点線の枠の中に書いております。①から⑫まで、例示として法定点検の実施状況と改善の状況ですとか、日々の防火管理のチェック状況ですとか、その辺のチェック項目を満たしているところに関して、評価をするようなイメージです。

下の枠の中に、第7回、第8回の意見ということで、複数の所有者がいるときに、合意した上で共同の申請になると考えられるのですが、その場合、申請の過程がスムーズに回る仕組みをつくれるのか疑問という質問がありましたが、詳細については試行をしながらという形でやってみようと考えております。

9ページ、「パターン3の詳細」です。今までパターン1、パターン2、パターン3と並行して、どのパターンでも対応できるような形で仕組みができないかと議論していただきましたが、パターン3のグループとしての評価については、非常に難しいのではないかと意見を委員の先生からいただいております。

このパターン1から3を並列にしてみると、パターン3だけが複雑になり過ぎてしまうということと、まずはパターン1からパターン2、建物単体での評価の方法を試行して運用できないかと考えております。試行して運用していく中で、建物所有者等の要望や意見などを聞き入れながら、パターン2のグループでの評価というのを考えていければと考えております。

今までの議論の中で、所有者グループの定義が難しいという話もありました。また、複数所有者のビルの場合の評価の方法が分かりづらいということがありました。そう考えていくと、当てはまるものが少なくなってしまうのではないかとというような懸念もいただいております。これらのことから、当面パターン3につきましては、パターン1、パターン2を先行して運用した上で検討できればいいなと考えております。

6ページにもう一度戻っていただきたいと思います。

今、2の括弧の「評価を行うための方策案」というところを説明させていただいたのですが、こちらにつきましては、小部会での意見を踏まえて変更させていただいている部分になります。

続いて、3「インセンティブの検討」です。インセンティブについては、これまでの検討結果から、所有者にとってのインセンティブとすることが効果的であるということと、所有者には名譽的なものに加えて、経済的なメリットがあるとより効果的であるという検討内容をもとに、建物関係者へのヒアリング調査、建物所有者へのアンケート調査を実施して、さらにインセンティブについて意見を収集しております。

ヒアリングの調査の結果、資料6の14ページをご覧ください。

14ページの表はヒアリングを調査した対象物リストです。主用途、延面積、築年数、23区の内外といったように、属性がばらけるように対象物を選定して、40対象実施しております。

19ページをご覧ください。

19ページ、6番「評価制度に対するインセンティブや付加価値について」ヒアリング調査をしております。

その結果、有効なインセンティブとして、ホームページでの紹介やマークの表示などの希望は非常に少なく、届出等の消防への手続の省略や、届出の電子化、工事の際の消防側の検査の省略などが多く挙げられております。一方で、適正な自主管理を評価されれば、特にインセンティブは必要ないといったような意見や、所有者に目を向けたインセンティブを検討すべきという意見をいただいております。細かい内容につきましては、次のページまで記載があります。

30ページをご覧ください。こちらが建物所有者に対してのアンケート調査結果です。

こちらのアンケート調査結果でも、統一的に必要なインセンティブというものはないのですが、さまざまな意見がありまして、建物によって求めるインセンティブが異なるということが分かりました。経済的なメリット、例えば行政負担軽減に伴う税の軽減、保険料の軽減、融資等の優遇、講習費用等の軽減などについて、いろいろな意見をいただいております。今後、関係機関に働きかけていく必要があると考えております。

6ページに戻っていただきたいと思っております。

先ほどの3「インセンティブの検討」という中で、繰り返しになってしまいますが、調査結果では、統一的に必要なインセンティブはないということでした。建物によって求められるインセンティブは異なるということから、多様なインセンティブを用意していく必要があると考えております。評価された建物ごとに、用意されたインセンティブの中から当てはまるものにつきまして、動機づけとして検討していくことが必要ではないかと考えております。

以上で資料4までの説明を終わらせていただきます。

#### 【議長】

ありがとうございました。

それでは、議事の3つほど一緒にさせていただきましたが、今説明いただきました資料につきまして、活発に質疑、それからご意見等いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### 【委員】

ご説明ありがとうございました。今の中で、どこにインセンティブがあるのかというところで、よくクリアに分かったのは、経済的コストというところと、一番大きいのは届出が省略されるところがインセンティブと。つまり、それも労働のコスト、人件費がかかってくるので、それつまり経済的なコストという、そこに集約できるのだろうということがよく分かりました。

ちょっとわからないのでそもそも伺いたいのですが、3つあるのですが、消防の手続はそんなに煩雑なのかというのが1つと、それと、それが電子化できると助かるというのがあって、電子化というのは実際的にできるものなのか。例えば国税局なんか、みんなe-Taxということで電子化できるようになりましたし、確定申告も同じようになりましたけれども、消防も同じように、電子化することで特に弊害がないのかということが2点目です。3点目に、所有者さんに言わないと、管理者に言われてもそんなにインセンティブはないみたいな感じのご意見があったのですが、これはどこの建物を言っているのですか。つまり、大きな大手町にあるようなビルの管理所有者が言っていることなのか、それとももう少し小規模の、どちらかという防災センターがないような建物の話なのか。そこが混乱していて、例えば大規模なところだったら、それは相当きれいにやっているし、電子化もやったほうがいいのではないかなと思いますけれども、それを小さいところも一緒に同じように考えてしまって、本当に火災のリスクを考えたときにいいのかという、幾つか質問があったのですが、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

### 【庁内関係者】

概略的なお話になってしまうかもしれませんが、例えば、ビルが新築されたときに、その建物での使用検査というのをしなければいけないので、その届出の書類と、消防の検査を受けるということが出てきます。それとあわせて、通常のテナントビルですと、テナントが1つ入るごとに、届出をそれぞれが出さなければいけないということで、検査も必要になってきます。また、大きなビルで、建物の間仕切りを、テナントが変わったときとか、仕様上で間仕切りをつくったりしたときに、届出をする、消防の検査を受けるというようなことができてきます。確かにそういうケースが多いところは定期的に検査を受ける、届出をするということが出てきてしまうというのがあるかと思います。

それともう1つ、電子化については、今、全体的にそういう流れになっていますので、東京消防庁でも2021年度からは電子申請ができるようにということで、全てではないのですけれども、都民がよく届出をするようなものから、逐次電子化していこうということで考えてはおります。

### 【委員】

あともう1つ、先ほどのアンケート調査もそうなのですが、どの規模のビルの話なのか。そこがよくわからないのですが。

### 【事務局】

1つ目、ヒアリングのほうなのですが、14ページ目をごらんいただければと思うのですが、そこに建物の規模、延べ面積5万平米以上と、1万~5万平米の間の建物と、あと、1万平米以下のところにそれぞれ分けて聞いております。この右のほうに行きますと、防災センターあり、なしの記載をしております。ヒアリングに関しましてはあるようなところが多いのですが。

非常に見づらいのですが、この「建物NO」というところがありまして、その「建物NO」の意見が、その後の資料6の番号で記載されるのですが、ヒアリングに関してはこのような規模でやっております。

もう1個のアンケートのほうは、30ページを見ていただいて、先ほどどんなインセンティブが必要かというところで、こちらのほうも規模ごとに1万平米以下、1万~5万平米、5万平米以上というような面積ごとに集計をしています。

黒く薄く塗ってあるのが、それぞれの平米の中で上位3つになります。例えば大きな建物ほど「マークの表示」に関してはそれほどインセンティブを感じていないと読み取れます。また、「工事の際の消防側の検査の省略」に関しましては、大規模な建物のほうがそういう要望があるというような読み方ができると思います。

### 【委員】

これ、私よくわからないのですが、ビジネス側としては、コストを削減するという要求は常にありますから、常に規制を緩めてほしいという、それは当たり前のことであって、この話というのと、この届出というのは、別に届出をいろいろなものを簡略するからといって、火災のリスクが上がってしまうという、そういう話ではなくて、ただ単に届出を簡略化することと、火災のリスクのところの関係は、あんまり関係ない話ということで理解してよろしいですか。

つまり、立入検査の頻度をすごく少なくして、火災リスクの高い建物の立入検査を減らすということは、恐らく火災リスクを増やしてしまう傾向にあるのではないかなと想像するのですが、この届出の話とそこは違うのですか。済みません、よくわかっていないのですが。

つまり、届出を簡略化することというのは、誰にとっても望ましいことなのでしょうか。それは消防にとっても望ましいことで、所有者にとっても望ましいことで、それを使用する方々にとっても、火災のリスクは別に関係ないからという意味で、望ましいことなのか。何かその辺がよく分からないので。

### 【委員】

まず、全体的な話として、今回のこの制度の導入の目的は、建物規模とか所有者の属性にかかわらず、今まで平均的にやられていた検査を、雑居ビルとか所有者で、リスクの高くない所有者に対しての検査をふやすことによって、全体的な火災の発生を抑えていこうというのが多分目的であったということで理解しますので、ある程度そこに力を加えるというのは、当然そうだろうなと思っています。

そのかわり、あるところに力をかければ、あるところは力をかけられないという話があるので、例えば大規模できちっと防災センターがあるようなところとか、日ごろのコンプライアンス意識が高いような所有者に対しては頻度を下げて、そのかわり、自主検査などをやって報告するという構成だと理解しています。

頻度が少なくなる大規模な建物所有者、もしくはコンプラ意識が高い所有者のところにインセンティブを与えるためにはという文脈の中で、この消防手続の簡素化というのがあるので、それは我々としても当然、行政手続が簡素化されることは望ましいですから、そうしていただければインセンティブの1つにはなると思っていますので、そういう文脈での理由はあると理解しています。ただ、今おっしゃったように、それがあがるために火災のリスクが高くなるのであれば、これはまた本末転倒なので、その内容はしっかり検討いただければと思っています。

それと、先ほどインセンティブの話でお話しあったように、コストが第一とおっしゃっていたのですが、それだけではなくて、この30ページの資料にもあります「マークの表示」のところで、今、ご説明では5万平米以上のところは30%なので低いとおっしゃっていたのですが、決してそういうことはないと思っていて、これは単にコストが下がるだけではなくて、やはりこういった何かしらの制度を作っていただいて、「優良防火対象物認定表示制度」のようなシールのようなものを張ることによって、この建物の安全性が確保できる。それで、それが一般の方にも分かりやすく表示できるということは、それ自体が多少はインセンティブだと思っていますので、アピールポイントとしての何かのこういうシールのようなものがあれば分かりやすいかなと思います。

ただ、最初の6ページでしたか。資料の話で、この「優良防火対象物認定表示制度」と別立てで今回作られるということをご想定されていると思うのですが、果たしてそれでいいのかというのはちょっとありまして、かえって制度が幾つもあることによって分かりにくくなると、先ほど申し上げたアピールポイントとしての認知度が深くない、徹底しない可能性もあるので、この「優良防火対象物認定表示制度」との連携とか、例えばこれをグレード別にするとかというあたりも、もしよろしければ一旦検討いただければありがたいかなと思っています。

以上です。

#### 【議長】

今の件いかがでしょうか。30ページの表で、規模ごとに分けてそのアンケート結果を集計されていますが、押しなべて大きいほど自主的に防火管理体制をしっかりとしているであろうということかとは思いますが、その辺は、規模ではなくて多分、もう1つ別にとられているアンケートで、ちゃんとそういう管理をされているかどうかということとか、それも含めて考えたときに、自分たちはこれだけ手をかけてやっているのだから、そういう検査等の手続を省略してほしいというのはごもっともかなとは思いますが、そうでない状況の中で、どれぐらいそういうところの希望があるのかというのは、むしろそれは都合がいいようなご意見かもしれませんし、その辺、アンケート結果、もう少し多分分析すると、インセンティブを与えるべき建物としてちゃんとできているものがどれぐらいあって、本当は管理をちゃんと消防がしなければいけないというのがどれぐらいあるのかということも、アンケート、ヒアリング少ないですけれども、見えてくるのかなとは思いますがね。

他はいかがですか。

#### 【委員】

行政手続のお話とちょっと関連するお話にもなるのですけれども、今回のこの制度は、例えば所有者とか、管理者側から申請をして、それに基づいて判断されるということによろしいですね。その頻度もあるし、その内容はこれからだと思いますけれども、同じような制度で、これも前ちょっとお話が出ていたと思いますが、例えば建築基準法上の特定建築物の届出ですとか、消防法上の消防設備の届出みたいなものもありまして、結構このあたりがもう既にかぶっている。届出の内容がかぶっていたり、同じようなことをやっていたりしている現状もありまして、その中で今回これが入ることによって、また同じようなものになるのかどうかというあたりも、ちょっと我々としては懸念してまして、ぜひそのあたりの異なる法令、制度みたいなところとの整合性をどうしていかれるかというあたりは、ぜひご検討いただければと思っています。

以上です。

#### 【庁内関係者】

詳細な制度設計については、今後検討していきたいと考えております。また、そういう意向は重々知っているので、建築基準法上の届出については建築行政の法律で決まっているものなので、なかなか難しいところがあり、可能な限りダブルで同じことをやらないようにしたいとは思っていますが……。ただ、今後は受付に関しても電子申請の検討をしておりますので、そういう簡素化ということでも頑張っていきたいなとは考えております。

先ほどのインセンティブの話で私も思ったのですが、14ページのヒアリング対象リストの1番の建物ですと、5万平米以上でテナントが420ありますので、テナントの入れかえ等による届出と検査が年間だけで下手したら100件ぐらいあるのかもしれませんが、詳細な数字については調べないと分かりませんが、こういう建物の届出と検査については、資格者が自主防火管理をきちんとしているのだから、電子による届出だけでいいですよ、消防の検査は省略もできますよということもできる可能性があります。

さっき【委員】もおっしゃったのですけれども、大きい建物と小さい建物とは状況が違います。基本的には、自主防火管理の良いところというのは、超高層ビルとか、大規模ビルといったイメージがあるものですから、そういう建物の届出は、優先的に電子で受付するようにしましょうといった形は、今ちょっと考えているところでございます。

このパターン1というのになりますと、小規模な建物をイメージしておりまして、火災の危険性がどうなのかという問題はあるのですが、平等性の観点からどうにかできないのかなと思っていて、整理をしているところです。

評価制度については、建物規模によらず申請可能なように平等に制度設計しなければいけないので、パターン2のような体制がとれない建物でも申請可能なパターン1を考えています。ただし、パターン2から先に走って行って、そのデータを基に徐々に広げていくということではできそうだと考えています。そういう趣旨でよろしいですか。

**【委員】**

そうですね。

**【庁内関係者】**

それと、さきほどの「優良防火対象物認定表示制度」との整合性というのは必ず出てくると思いますので、それは制度として考えるときに整理させていただきたいなと思っています。

**【議長】**

よろしいでしょうか。

今の議論を伺って、防火管理体制の区分というのですかね。パターン1とかパターン2というのがあるのと、それから、それに応じたインセンティブというのはそれぞれ多分違ったものだとは思ったのですが。

まず、建物がどういう状態で管理されているかという区分で、パターン2のほうは、結局のところ消防が何も関与しないのではなくて、8ページとかを見ますと、消防が管理体制を確認している、体制がきちんとしてできているということを確認することで、パターン2の場合は防火安全性が担保できるような仕組みをつくらうということだと思います。一方、パターン1のほうは、ちょっとわかりづらいのですが、この場合は、自分たちでそういう検査をするのではなくて、もう資格者が、定期的にやっているものの結果としての書類を提出させるということで済ませようということで、よろしいのですよね。

**【事務局】**

はい。そのとおりです。

このパターン1の場合は、管理体制がしっかりしているかどうかというのは分からない部分もあるけれども、性善説に基づいている制度だろうから、定期的に消防機関がチェックすることが必要だろうということで、7ページの一番下に「第7回、第8回小部会での主な意見」として記載しています。

パターン2についても、さきほどご指摘があったように、他の制度との関係についてもやはり議論がありました。同ページの真ん中よりちょっと下ぐらいの「管理体制の確認内容例」の①のところで、既に義務がかかっている消防や建築の制度については、改めて何かをしてもらわなければならないのではなくて、必要な届出がちゃんと行われていることを確認することをもって、1つの項目をクリアすることにしたいと考えていますので、二度手間は、避ける方向で調整をしていきたいと思っています。

あと、優マークの話については、資料に反映しなかったのですけれども、実はヒアリングの中で、「優マーク取得のための手続の簡素化というのがインセンティブになりますか」という項目を入れていたのですが、それに関してほとんど関心がなかった、つまり、インセンティブと考える方がいなかったというのが結果として分かったので、今回の資料には反映していませんけれども、検討の当初は「優マーク」に係る手続簡素化もメリットの一つとして検討はした経緯があります。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

多分今日の時点でかなり疑問点を明確にしておいていただかないと、今後答申の案の検討に入りますので、そのときに前のほうに戻らないような状態で臨みたいと思いますので、今説明をいただいている資料の中で、少しでも分かりづらいところとかあればいかがでしょうか。

十分に理解していただいたということでもよろしいですか。

【庁内関係者】

少しよろしいですか。

皆様のご議論を聞いていて、私もそう思うところもあるのですが、この7ページと8ページで、まず、自主防火管理の良い建物というのはどういう定義で決めるのかという疑問があります。パターン1とパターン2は、想定している建物が違っています。パターン2は、超高層ビルや防災センターがあるような建物で、建物所有者によりきちんと管理がされている建物。一方、パターン1というのは、先ほど申し上げたように、パターン2のような体制のとれない小規模な建物を想定しています。これは制度を作るときに、平等性の観点から作ったものだと理解していただけたと思うのですが、そうすると、何となく今の雰囲気を見ると、パターン2を最初に選定していくというのは、皆さん共通の中で収斂できるのかなと感じました。そうしますと先ほど申し上げたように、パターン2の建物では届出のインセンティブも結構多いのではないのでしょうか。

先ほど申し上げたように、14ページに記載しているヒアリング対象とした建物についても、火災は起こりますが、ほとんどぼやで終わっているはずですが、一方、パターン1で想定している小規模な建物については、延焼する危険があるという、【委員】がおっしゃったようなリスクもあるかもしれません。

ただ、新たな評価制度を作るときに平等性と言われるところもあるので、パターン1という形をつくっていますけれども、走り方とするとパターン2で徐々にやっていって、その状況を見ていくのがいいのかもしれない。

パターン2でも火災は起こるかもしれませんが、出火危険は他の建物と一緒にかもしれませんが、延焼危険はなく、死者を出す可能性はないという理屈は、過去の事例からありますので、それでいけるのではないかと考えています。

特に大規模な建物はSPがついている建物が多く、点検をしっかりしておけば、ほとんど延焼したということはありません。そうすると、そういう大規模な建物のインセンティブをいろいろな意味でもう少し詰めていけば、前へ進めていけるようなストーリーなのかなと思っています。

パターン2の切り方としたら、スプリンクラーがついていて、防災センターがあり、自主防火管理がしっかりしていて、過去の査察で指摘されてもすぐ直すというような建物というのは、絞り込みが可能です。ただ、ボリュームがどうなるかという話はあるかと思えます。

新しい制度を定着させるためには、どういうインセンティブが必要になるかは、継続して考えていかなければいけません。そういうことを考えていったときには、建物関係者の話を聞きながら、パターン2のところから1つずつ前へ進めていくのがいいのかもしれない。最終的にはパターン3みたいな大規模所有者グループへ進められればよいし、また、結果を見ながら、パターン1のところに戻ってきて考えていくことも必要だと思っています。制度上できるかどうかは少し別として、試行し調整しながらやっていったほうがよろしいのではないですかというような提言になればと考えています。ちょっと提案です。

【議長】

ありがとうございます。

今、制度の構想というのですか、そういうのを少し具体的に説明いただいたので、割とパターン2についてはイメージが湧いてきたのではないかと思います。では、パターン1をどうするのかというのは、そういう意味では、パターン1に該当する建物とか所有者とかをどうピックアップするかというあたりが、多分その次に結構難しいのかなとは思っています。多分、今のような説明をパターン2でいただいて、パターン1、もう1回どんな制度設計になるのでしょうかねというイメージでもあれば、多分皆さんもこの目指している仕組みというのが割とわかりやすく理解できるかなとは思っていますが。

よろしいですか。今のパターン2というのがどんな建築物を想定していて、そこでインセンティブとなるようなものがどういう、特に検査体制、検査の簡略化とか、そのような形では今ご説明いただいたようなものがありますけれども、他にもインセンティブ、多分、多々設けられる可能性はあるということ。



多分最初は建物を選定していくところから始めることになると思うのですが、その辺でパターン2は、ご説明いただいたような内容で大体イメージとしては理解されたかと思うのですが、その辺いかがでしょう。パターン1も、もう少しクリアにしておいたほうがいいですか。なかなかご説明難しいかもわからないでしょうが。

どうぞ。

#### 【委員】

パターン1とパターン2についてのお話だと思いますが、パターン1の場合は、消防設備の内容が違いますよね。先ほど言われたパターン2は、必ずSPがついているから大丈夫だと。であれば、パターン1を考えると、どういう消防用設備がついていけば適用になるのか、ならないのかという、それで分けていかないと、消火能力というのはそれぞれで違ってきます。また、そこで働いている方がちゃんと消防用設備の働きを理解して、消火器などを使いこなせているかどうかというのも出てくると思います。以前もありましたが、消防訓練を行っているか、いないかでかなり違ってきます。それも1つのインセンティブというのか、いろいろな手続の簡略化にも通じるし、訓練をするときに、所轄の消防署の方が立合っているかどうかの関係もあります。評価するという意味では、必ず消防署の方が行かれて、訓練の状況を把握されていると、ここの建物はきちんとやっているとか、ここはいまひとつとかいうような評価があれば、それもインセンティブにつなげていけるのかなと思います。

消防訓練をやっているならば、自然と体が動くパターンになってきますので。やっていないと、火災が発生した場合は、うまく初期消火もできないだろうと考えられます。そういった点でもパターン1を見る場合は、どのような消防用設備がついていて、訓練をやっているかどうかなど、いろいろバリエーションを考えて1つ1つ潰していけば、宙に浮かなくて済むのではないでしょか

以上です。

#### 【議長】

ありがとうございました。

今1、2、3の議題をまとめて議論しておりますが、よろしいですか。

#### 【委員】

今パターン1とパターン2の線引きのような話があったので、あえてお話をしたい、確認させていただきたいと思うのですが、分かりやすいパターン2のほうでお話ししますと、これは多分ある程度の規模もありますし、防災センターとか内装監理室みたいなところが備わっているかどうか、常駐の管理体制に準ずるような体制が整っているかということだと思うのですが、この判定は、まずは消防庁さんのほうである程度ピックアップをされて、そこに対して呼びかけるという形になるのでしょうか、という話がまず1つ。それから、この制度を見たときには、この6ページの2の③のところで、これは「建物所有者からの申し出に基づき評価を行う」なので、言われても申し出ないと対象にならないと思うのですが、そうした場合は、せっかく管理をちゃんとやっても、申し出がないがゆえに査察の頻度が変わらないみたいな、ほかの雑居ビルと変わらないみたいなことになると、やろうとされていることと現実が乖離してくるような感じもします。その点どうお考えか教えていただけますでしょうか。

#### 【庁内関係者】

まだ、詳細は決めていないのですが、過去何年間かの立入検査や消防への届出状況を見て、新たな評価制度の該当となる建物については、こちらから制度のご案内はしたいと思っております。

それから、もう1つは。

#### 【委員】

そういうお知らせいただいたにもかかわらず、申請をしないというところが多数出ると、結局この制度が成り立たないということ。

#### 【庁内関係者】

分かりました。

それについても、すぐというのとはなかなか難しいかもしれませんが、行政側から「これで」と押し付けるのではなく、建物関係者のロコミで「新たな評価制度をやったらいいですよ」と言っただけであれば広がっていくと思っています。

インセンティブの設定により、建物関係者間で「いいよ、いいよ」と言われれば申請していただける

のではないかと。今まで消防側が悪いのは、インセンティブ等によらず、一気に「これやってください」と押し付けていたことで、その点については反省しているところでございます。今後は、この評価制度を進めてみて、うまくいかない部分を直せるような形にしますので、そういう形で進めていきたいなと思っているところでございます。これでよろしいでしょうか。

**【委員】**

わかりました。ですから、やっぱりインセンティブと周知の方法が大事になると思うので、ぜひこのあたりご検討いただければ。

**【庁内関係者】**

インセンティブとしては、いろいろな案を想定し、ヒアリングやアンケート調査で聞いておりますけれども、インセンティブになっていると行政側が考えていたものが、それをやってみたらインセンティブになっていなかったというのが今までの既存の制度であるものですから、その辺りは今度は違うような形で、急がないで、徐々に広げていけば定着してくるのではないかなという狙いもあります。

**【議長】**

十分議論されましたでしょうか。  
もう1件。どうぞ。

**【委員】**

東京消防庁において、この非常に悩ましい議題について前向きに議論していただいております。感謝申し上げます。国でも有識者を集めた作業チームで、この火災危険性の低い対象物の考え方をどう整理しようかと議論を重ねているのですが、なかなかこれだという解がまだ出ていない状況です。国としては、今年度中に何か結論を出すわけではなく、来年度も引き続き検討していこうと思っております。

今までの議論を聞いていますと、7ページのパターン1のほうについては、国が全国の消防本部を対象に行ったアンケート結果でも、施設管理者側から自主的な報告をしてもらった際に、その内容を確認するために、また消防職員の事務量が増えて、立入検査の効率化になかなかつながらないのではないかと、その担保をどのようにとることが難しいのではないかとという意見が実際にあります。

また、7ページの下側にも記載されているとおり、点検を資格者に委託をしてまで評価を取りたいと思う施設関係者がどれぐらいいるかについては、国の作業チームの議論でも同様の意見が出ているところです。よって、これまでの議論の流れのとおり、パターン2のほうが当然イメージはしやすく、着手もしやすいと思いますが、先ほど委員の方から意見があったように、訓練の実施状況についても何かしら確認できたらより良いと思います。

現在、国において、超大規模な建物の自衛消防活動のあり方について検討しています。今の時代、想定外ということは言えないので、例えば大規模な地震が複数回起きて、消防設備にも何か被害が出たときに、自主防火管理体制、防災体制が機能するののかという検討もしております。そういった観点で、訓練の実施状況の有無というのにも加えられたら、より良いのではないかと思います。

**【議長】**

ありがとうございました。いろいろご意見いただきましたが、次の議題に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、次の議題としましては、議事の4番目で「関係者が適正な自主管理が行える環境の整備」につきまして、事務局のほうからご説明お願いいたします。

**【事務局】**

それでは説明させていただきます。この部分につきましては5ページの表で(2)の⑥「関係者が適正な自主管理が行える環境の整備」というところで、アンケート調査をした結果から資料をまとめましたので、説明させていただきます。

資料5、10ページををご覧ください。

1番に「現況の防火管理者への支援環境」です。現在、東京消防庁のホームページ上での情報の発信、各種広報チラシによる制度の説明、防火管理のコールセンター、また、先ほども話に出ましたが、自衛消防訓練時の消防職員による支援、それに加えて、訓練用の消火器の貸し出し。このような内容で、現在、支援をしているところです。

ヒアリング調査やアンケート調査によると、防火管理者の資格を取得したのですが、実際の防火管理の業務がわからないという方が結構多かったですとか、ホームページ上で発信している情報が実は知られていないことが多かったりですとか、消防計画の作成例というのがあるのですが、作成例を見ても作成方法がよくわからないですとか、そのような意見が挙がっております。それらを踏まえて、自主防火管理体制が行える環境の整備を検討しました。

33ページをご覧ください。こちらが建物の所有者に対するアンケート調査結果で、問3で「防火管理を支援するサービス・方法」についてお聞きしております。

この問3-1から問3-3により、どのような要望があるかというのが見えてきましたので、もう一度、10ページに戻っていただき、新たな環境の整備について検討したいと思います。

自主防火管理を支援するポータルサイトなどを作成し、自主防火管理に有益なコンテンツを集約していく、情報を一元化していくことが必要なのではと考えております。現在、情報はありますが、ホームページ上で情報がばらけてしまっているという実態がありますので、防火管理者が使うためのポータルサイトのようなものを作ってはどうかと考えております。

提供コンテンツにつきましては、ここに記載していますように、映像や画像による消防の立入検査のチェック項目、これは先ほども話に出ましたけれども、消防は立入検査の際にどこを見ているかが分かるようなツールです。アンケートで一番多かった、消防計画の作成の支援ツールなどがあったらいいとあるので、今後検討して、環境の整備をしていきたいと考えております。

また、(3)に「申請・届出の電子化の拡大」というのもあるのですが、こちらも先ほどの話とつながってくるのですけれども、電子化により少しでも労力の軽減化が図れればと思っております。

続いて11ページの3「活用の普及について」ですけれども、普及というのは難しい課題であります。防火管理講習時や再講習時に案内をしていくことや、QRコードを配布して防火管理のポータルサイトの活用の普及をしていく。

また、ログインなどでの認証の方法を活用して防火管理者が専用ページに入れるようなサイトを作り、そこで建物情報と紐づけをすることができれば、届出時期のアラームや、再講習の受付など、ダイレクトに情報発信ができるようになるかと考えております。

以上です。

#### 【議長】

ありがとうございました。今の議事が「関係者が適正な自主管理が行える環境の整備」という内容でございますが、こちらにつきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

#### 【委員】

10ページの資料の2の(2)のところ、「火災事例や被害情報、判決事例等の情報提供」とありますね。先ほど「裁判でどんなことが争点になったのか、そんな情報が欲しい」とアンケートに書いてありましたが、これは東京消防庁だけで作らなくても、たくさん、例えば国が作って、ホームページを出してくれればそれで済むという、東京消防庁だけではなくて、全国の人が使えるものが1つできれば、それで間に合うのではないかなと思いました。まず、それが1つです。

それからもう1つ、先ほど23ページのところにも関わっていたのですが、ものすごく届出の電子化に対する要求が強いですよね。23ページの1、2、3のところを見ていると、もう届出が面倒で、しかも紙ベースでやらなければならないと、その紙ベースを保管しなければならないことに辟易しているという姿が浮かんでくるのですね。それでぜひお伺いしたいのは、なぜ届出を電子化することに躊躇されるのか。何か紙ベースでやらなければならない理由があるのですか。

#### 【庁内関係者】

まず最初のご質問で、火災事例や判例を国ベースで作成できないかという内容については、今日も国の方が来ていらっしゃるの、今後その辺も相談しながらやっていきたいなと思っております。

それと、電子化についてなのですけれども、今、国も含めて電子化をしていこうという流れの中で、先ほどもご説明したように、東京消防庁では2021年度から逐次電子化を進めていく予定です。

我々行政側も紙で持っていなければいけないということに対しては、ある意味辟易していますので、その辺もやっていきたいということなのですけれども、実際にそのシステムを作るためのコストも非常に大きいことや、今いろいろまだクリアしなければいけないところがあります。

例えば、今、様式には全て印鑑を押さなければいけないので、そこをクリアしなければいけないということ。あとは、電子申請をするときに、どの分野でもそうなのですけれども、本人確認をどうやって

いくのか。誰でも電子申請できてしまうと、虚偽の報告の可能性がありますので、その本人確認をどういうふうにやっというかというのが、やはりハードルが高いところがあります。ただ、一定の方向は国でも示されていますので、それに則って準備をしていきますけれども、そこが今、一番クリアすべきところなのかなと思っています。

いずれにしても、事業者さん側も、消防というか行政側も、紙を減らすということは大賛成だと思いますので、その方向で検討はしていきたいと思っています。

#### 【議長】

よろしいですか。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

#### 【委員】

「あったら活用してみたいと思う行政サービス」というので、35ページを見ていたのですが、多分ほかのページにもあると思うのですが、これを見ていると、簡単に作成できるツールとか、防火管理に関するQ&Aとか、これは国税局がつくっているタックスアンサーのイメージかなと思っています。私よく見ますけれども、あれは確かに解説してあって、いろいろなほかの民間がいろいろな解説していますけれども、やっぱり信頼性という意味では、国税局の物を見るのが一番確実なので。もちろん行政の用語だから若干分かりにくいけれども、あれは割と分かりやすいかなとは思っています。つまり、そういうイメージなのですかね。ここで書いてあるのは。それがまだないということなのですか。

#### 【庁内関係者】

何か疑問があったときに、わざわざ消防署に行って調べないといけないというのは、それはもう無駄な動きになってしまいますので、できればQ&Aみたいなところにアクセスをして調べられるようにしたいと思っています。

あとは、先ほども資料にあったかと思うのですが、立入検査に行くときのチェック項目についても、消防側はマニュアル的にこういうところをチェックしますよという資料があるのですが、それが事業者側と共有されていなくて、事業者側からは何を見に来るのかなというのが分からない状況がありますので、そういうものを共有して、事業者さんも準備ができるようにしていこうということがあります。

ただ、今、その資料というのはホームページ上で非常にいろいろなところに分かれてしまっておりますので、それを1つに集約しよう。これは非常に基本的な話なのですが、何か1つのポータルサイトを作って、そこにアクセスすれば、全てのものが分かるというような整理をしていかなければいけないのではないかと考えています。

我々は、今までそれぞれのセクションで、それぞれのところに作ってしまっているので、分かりづらいという声がありますので、内容的には基本的なものが多いのかもしれないのですが、使う側から使いやすいような組み立てにしていこうということです。

#### 【委員】

ありがとうございます。そうすると、この話は、先ほどの【委員】の話と同じで、東京消防庁だけの話ではなくて、本当は国レベルのお話でもあるのかなとも思いますし、あとは今、【庁内関係者】がおっしゃったように、35ページのところにその他の意見があって、「ホームページが細分化しすぎて、必要な情報が見つけにくい」という、ありがちなパターンで、おそらくこのところもおっしゃったのかなと思いますので、よく共感しますが、国というのはこういうのはどういうふうに考えているのでしょうか。

#### 【委員】

まず、消防の基本は自治体消防、市町村消防ということで、国の総務省消防庁が申請を受け付けて、何か確認をやっているというわけではございません。ただ、消防法、法律レベルで求めていることに関しては、やり方というのは統一的なところがあるので、そういったニーズが高ければ、国のほうでも必要な検討はしたいと思っています。

一方で、法律レベルに加えて、東京都とか、各市で定めている条例に基づく手続もありますので、そういったところはその市町村レベルで、よりわかりやすい解説、Q&Aを作っていたのが、利用者にとってもいいのかなと思います。

#### 【議長】

委員がお答えしている状態ですけれども、もし何かご質問があれば。

#### 【庁内関係者】

あと、参考までなのですが、防火管理に関しては、本当に小さな建物から、延べ10万とかいう建物まで一律に、特定用途なら30人、非特定用途なら50人、あと、体の不自由な方の利用する施設であれば10人とか、その人数でかかってしまう制度なのですけれども、いろいろな仕事をする上で、今、ホームページに掲載すれば全員が見るのかということ、なかなかやっぱりそういう部分ではないところもありますよね。

今日、ちょっと防火管理課長がいないのですが、実は私どもで、防火管理コールセンターというのを昨年の夏ぐらいから運用しております、いわばテレホンサービスみたいなこともやっております。今、手元にないのですけれども、そういうところにちょっと電話で聞いてみたいこととかというデータを今とっていますので、そういうところのどういう質問が多いとか、どういうところが分からなくて困っているのかという、そういうものも今、我々データで収集しておりますので、こういったところにも反映していけたらなとは考えております。

以上です。

#### 【議長】

よろしいでしょうか。縦割りの行政と、あと、行政単位も消防の場合はかなりあるという中で、システムとしてどうするかというのは、そういう意味では無駄がないように、おそらくいろいろなシステムが違ってくことによって、どこかで問題が発生するとか、いろいろなシステムを作るということ自体無駄かもしれませんので、同じようにできるのであれば共通でというのが必要かなと思います。そのあたり、今後実際に制度化していく上では、重々、国も含めてご検討いただくというのが一番いいのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、議事の4番目終わらせていただいてよろしいですか。

本日、最終答申の骨子についてご説明をいただいておりますが、これは次回も継続でご審議いただくことになると思いますので、まず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、43ページをごらんいただきたいと思います。今年度やってきた内容についての答申の骨子について、提示させていただいております。1「はじめに」のところで、昨年度、諮問されたときの内容についての記載をしております。

今のところ章立てとしましては、1から6「おわりに」というところまで、6章立てにして考えております。今回につきましては、去年の平成30年3月に中間答申をいただいておりますので、それ以降の話として記載させていただいております。

1「はじめに」の下から2番目の矢印で「本年度は、近年の立入検査の状況を踏まえ、『効率的な行政指導』と『効率的で適切な自主管理体制の充実』について審議をおこなった」としてあります。

次に、2「自主防火管理に関する制度の概要と査察の現状」ということで、ここは(1)から(3)まで現状の問題点等について記載しております。こちらのほうも、もう少しブラッシュアップして記載をしていきたいと思っております。

(1)「自主防火管理体制の制度の概要」を記載しております。

44ページ(2)「立入検査の概要」で、立入検査というものは、どういうことをしているかということに記載したいと思います。

(3)で「査察対象物の現状」ということで、課題につながっていく内容を書く予定でございます。

この議論の大きな話としては、立入検査に行った約半数の建物で、違反がなく自主防火管理がよいという状況がある一方で、違反指摘しても直さない建物というのが30%ぐらいあるところから、スタートしています。

また、図4のグラフをご覧ください。2005年からのデータなのですけれども、「事務所ビル」と呼ばれている事務所しか入っていないようなビルでは、違反がないところが増えてきている、どんどんよくなってきている状況があります。一方、「雑居ビル」いわゆる複合用途のビルですと、違反のある建物が増えてきていることが分かります。

このような状況から、立入検査に行くターゲットを決めていかなければいけないということで、議論が始まっています。

46ページ、3「現行の課題」として、査察対象物が増加している、規模が大規模化している、複雑化

しているという現状を踏まえて、限られた行政資源を有効活用して、効率的な行政指導が必要となるという内容と、立入検査の周期が長期化することや、既存建物の有効活用が活発になることから、効率的で適切な自主防火管理を促進・充実させていく必要があるという課題のもと、4で提言を記載しております。

4の提言につきまして、細かく話をしたいと思います。

初めに、文章の語尾についてですが、「しなければならない」、「する必要がある」、「すべきである」、「望ましい」という、4つのパターンについて事務局でルールを作って書いております。

今申し上げた「しなければならない」というのが、重要度で言うと一番上の位置づけで記載しており、「しなければならない」「する必要がある」「すべき」「望ましい」という形で、優先順位を書かせていただきました。

(1)「優先して指導する対象物を選定するモデル等の確立」。

①「現に違反のある建物や自主防火管理が悪い建物、火災危険が見込まれる建物だけに立入検査等の指導を集中させていかなければならない」。

②「より効果的に指導の優先度判断ができるよう、AI技術を活用した分析により、火災調査データ、建物情報、立入検査での違反指摘情報、各種届出情報等の消防で持つビックデータの活用の可能性を探るべきである」。

③「一方で、長期間立入検査等の指導対象とならない建物等に対しては、『関係者による自主防火管理体制を充実・継続させるための新たな方策』などにより、良好な防火管理状況が維持されていくように誘導していく必要がある」と書かせていただいております。

(2)「立入検査実施の効率化」。

①「より効果的な立入検査ができるように、警防職員を含めて継続的に職員の育成をしなければならない」。

②「立入検査を専門に実施する職員以外でも、高度な検査が出来るよう、ICTを活用した支援ツール等の利用を検討すべきである」。

③「立入検査に係る労力を軽減するため、自主防火管理の内容や状況に応じて、確認箇所を抽出した立入検査の実施についても検討すべき」。

(3)「業務委託による効果的な指導」。

①「自主防火管理が悪い建物への消防用設備等点検結果報告に続き、建物の防火管理状況を確認できる防火対象物点検結果報告の促進など、外部委託可能な業務について、その費用対効果を検証しながら推進すべき」。

(4)「民間や他行政機関が保有する建物情報の活用」。

「他行政機関や民間情報も積極的に活用して、使用開始届や防火管理者の届出がない事業所を的確に把握し、指導すべき」と書かせていただいております。

5は課題の2に対応する提言となります。「効率的で適切な自主管理体制の充実にむけて」。

(1)「関係者による自主管理体制を充実・継続させるための新たな仕組みの構築」。

①「防火管理の選任や訓練の実施等の防火管理上必要な業務の履行状況を自ら点検し、その結果が良好である、あるいは法令違反が発見されても適切に改善できる適切な自主防火管理体制が構築されている建物进行评估し、そのことを利用者に示すことが出来る仕組みを検討しなければならない」。

②「自主防火管理は、施設ごとにその実施方法や項目や水準が多様であるが、どの建物でも管理体制が一定水準以上であることが判断できるよう、点検項目を予め示しておく必要がある」。

③「自主防火管理に係る信頼性向上のため、評価には一定の資格者を活用することが望ましい」。

④「建物所有者からの申し出に基づき評価を行い、例えば管理状況を確認した記録の提出を受ける事や、消防機関が関係者の保存する記録や関係者への質問などにより、その管理体制を確認すること等が考えられるが、手続きや評価方法は関係者の過度の負担とならないよう、ニーズを十分把握しなければならない。また、指導体制に影響が出ないよう、消防側の業務負担についても考慮する必要がある」。

⑤「更に当該制度が広く活用されるよう、評価された建物所有者へのインセンティブや周知方策等を十分検討する必要がある」。

⑥「建物によって求めるインセンティブは異なることから多様なインセンティブを用意していくべきである」。

⑦「これらの仕組みについて、試行的な運用を行い、問題点を洗い出すことが望ましい」という提言となります。

(2)関係者が適正な自主管理が行える環境の整備」。

先ほど説明させていただいたのですが、①「自主防火管理を充実させるために、積極的に防火管理者

等の支援環境を整備しなければならない」。

②「オンライン上で提供する情報やコンテンツで、防火管理に資するものは、防火管理者等が活用しやすいよう集約すべきである」。

③「建物や防火管理者により必要とされる支援は異なることから、日頃からニーズの把握に努め、自主防火管理の充実に効果的な様々なサービスや情報を逐次提供していかなければならない」。

④「届出等の電子化を拡大していかなければならない」。

このような提言として、書かせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

#### 【議長】

ありがとうございました。今ご説明いただいた内容につきまして、いかがでしょうか。

#### 【委員】

資格者についてですが、例えば今回の答申案で、47ページの6行目「評価には一定の資格者を活用することが望ましい」と記載がありますが、資格者を外部委託する等して点検するというのは、業務軽減という意味では大事だと思います。実態として、資格者としてどういう方々をお願いするかといったときに、例えば防火安全技術者とか、防火対象物点検資格者等ということで、6ページに書いてありますけれども、アンケートにもありましたが防火管理者であっても防火管理業務があまりよくわからないという実態で、他の資格の方を活用するときに、他の資格を取る際の講習で防火管理に関する内容を加えるなどの連携が必要ではないかと思えます。ICTを利用して、スキルアップを常にさせていただくというのは大事だと思いますが、建物は千差万別ですから、他に代替できるような資格についても、ある程度、防火管理業務を理解できている方が望ましいと思えます。

パターン2は、ある程度の規模、あるいは棟数を抱えているような所有者等のグループができ、防火管理業務の技術の継承のようなものがあると思えます。パターン1は、「資格者」のレベルがばらつく可能性があり、思うような形で防火管理ができないという懸念があると思えますので、「一定の資格者」について必要とされる能力などに関する留意点など、答申案の中に明記していただいたほうがいいのではないかと思います。

#### 【庁内関係者】

その辺を明確に書かせていただきます。次回までに整理させていただきます。

「一定の資格者」については、一定の能力のある資格者を想定しており、資格者が実務を通じて能力が維持されるように、資格者に対する支援も考えなければいけないというのもあるでしょうし、その辺りを書かせていただきます。

補足で、議長よろしいですか。

#### 【議長】

どうぞ。

#### 【庁内関係者】

構成としてはこのような感じにするのですが、46ページの4「効率的な行政指導にむけて」について、今までの議論で、自主防火管理の悪い建物には徹底して立入検査へ行き、違反処理までやらなければならないということについて話をしてきましたので、そのことをこの項目の中できちんと書いておかなければと考えています。

今回の答申で、幾ら立入検査に行っても繰り返し違反で改善しない建物があるので、命令するしかないというのが皆さんのご議論だったと思えますので、そちらにマンパワーを注ぐためには、新たな仕組みを構築し自主防火管理を醸成していくべきだというお話があったので、その辺は次回までに書かせていただきたいと思えます。

それから、もう1つ。5「効率的で適切な自主管理体制の充実に向けて」の(1)⑤で「建物所有者へのインセンティブ」との記載がありますが、さきほど【委員】もおっしゃいましたけれども、「所有者」と限るのはどうなのかなど。パターン1、パターン2について詳しく話をしておりましたが、後々パターン3も土台には乗せたいと思っております。そういったときに「所有者」1本でいくより「所有者等」という形にした方が良いのではと考えております。「等」というのは、ちょっと行政のやり方として大変恐縮でございますが、この答申の影響は大きいものですから、今後の制度設計で動けるように、「所有者・管理者等」でもいいのですけれども、主体については表現をちょっと丸めさせていただきたいな

というのがあります。以上、2点でございます。

違反処理を書かせていただきたいというのと、新たな仕組みの構築の項目で、東京都の文書課とやりとりするとき動きやすいように、主体については「所有者等」という形でやらせていただきたいということの2点です。パターン1、パターン2、パターン3というのもどこまで行けるか分かりませんが、制度を作りたいと思っておりますので、どこから走るのか、法制度上ちょっと難しいところもありますが、主体については所有者グループや管理者も想定できる「所有者等」という形で、パターン3も残すような形で表現させていただきたいと思っておりますので、ご了解いただければありがたいと思っております。

**【議長】**

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

**【委員】**

全体の、こういう報告書の宿命だとは思いますが、どうしてもテクニカルな内容になってしまう。行政が非常に煩雑なので、効率的に成果を上げるようにするにはどうしたらいいかという、そういう文脈なのですが、一番大きな目的は、やっぱり人命をいかに守るかという部分だと思うのですね。だからそういう、先ほど部長が違反者に対しては徹底的に査察するみたいな、現実を踏まえた熱い部分ですよ。そういうところも少し伝わるような工夫をしていただけるとよろしいのではないかと思います。

例えば具体的に言うと、報告書の中で47ページの上から2行目に「利用者に示す」というところがあるのです。評価について利用者に示すというときの「利用者」というのが、この文脈だけで読むと、ビル管理者とか、管理者側の論理だけで言っているのですが、不特定多数の出入りするかもしれない一般市民、ひょっとしたらそういう事態に遭遇するかもしれない人たちにも、見える化が進むような形が必要だと思います。

多分、マークの議論のところではそういうことだったと思うのですが、聞き取り調査で、先ほど建物の規模と内容ということで、14ページでしたか、聞き取り調査しているところは、全部管理者側の意見なのです。だから、管理者側の論理だけではなくて、本当のユーザ側、一般市民のほうの論理もちょっと踏まえて、その調査は多分していないと思うのですが、何が整えられていけば安心して入れますかとか、おそらくそういう部分が、かつての委員会ときに、マークをどういうふうに示すかという議論のもとにあったと思うのです。消費者側の理論ですよ。そういう部分も少し考慮しているのだということが分かるような、すごくたくさんの字数を費やす必要はないのですが、例えば「利用者」と一言で言うのではなくて、管理者にとっても、それから一般ユーザにとっても見える化を進めていくみたいな部分ですよ。そういうところでご配慮いただくと、より血の通った報告書になるのではないかと思います。

**【委員】**

大変小さい話なのですがけれども、46ページの4(1)①で、違反のある建物や火災危険が見込まれる建物だけに、と限定して書かれているのですがけれども、優良建物も、頻度はあるとしても、たまに立入検査に入っていたらいいと思うのですが、指導側、例えば前にちょっとお話しした、特に店舗のテナントさんなんかは、なかなか言うこと聞いてくれないみたいなのところに入っていくことによってそこを是正するとか、あと、管理者のほうも気合が入るみたいなのところがありますので、あんまり限定されないほうがいいかなとちょっと思ったものですから、検討いただければと思います。以上です。

**【庁内関係者】**

限定的な表現過ぎますのでそこは修正いたします。

**【庁内関係者】**

補足をさせていただきますと、【委員】がおっしゃったように、行政がやるべきこと、それから管理者がやるべきこと、利用者がやるべきことというようなことでも、ある程度整理はできますし、建物につきましては今、違反がある対象物は、違対象物の公表制度というもので、利用者にも周知しているところがありますので、その辺のところも少し整理させていただきたいと思っております。

**【委員】**

今の【委員】のご意見と重なるのですがけれども、私もこれまでの話し合いの中で、所有者等がインセンティブを感じないというのは、周知が足りないからというのがすごく大きく、それを今までずっと議



論してきて、周知を図るということをお願いしています。この47ページ(1)⑤で、「更に当該制度が広く活用されるよう、評価された建物所有者へのインセンティブや周知方策等を十分検討する必要がある」という、ここのところの周知方策等は、建物所有者だけにかかるように読めてしまいます。

このくらいしか周知方策のことが答申に書かれていないのですが、この周知方策というのは、利用者に知られることでインセンティブがより有効に働く、という表現にさせていただけることを希望いたします。よろしくをお願いします。

**【議長】**

ありがとうございます。ほかご意見、ご要望等いかがでしょうか。

47ページの5(1)④が、他に比べてかなりボリューム感があるのですが、この部分、最初の3行ぐらいは、「例えば」というのがあるように、具体的に書いてはいるのだけれども、もう少し一般的に書かれたほうが、他との並びで言うと良さそうな気がします。

ここで言われているのは、先ほどから議論しているパターン1とか、パターン2という形で選ばれてくる、それなりに管理をしっかりやっている建築物があったときに、その所有者の方々等がそのメリットを受けるための手続とか、その建物が防火管理上安全であるというようなことを、火災安全上、安全であるということの評価する仕組みが過度の負担にならないようにという、そういう続きかとは思っているので、3行ほどがもう少し、ほかと並びで一般的な形にできればと思うのですが、いかがでしょうか。

**【庁内関係者】**

整理します。

**【議長】**

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

これまで1年以上議論してきた内容が盛り込まれているようにしなければいけませんので、見落とし等がないかどうか、十分にごらんいただければと思いますけれども。

この中で、些末なことなのですが、語尾が「すべき」と体言どめになってしまっているようなのは、多分「である」とつけるのですよね。

**【委員】**

そうすると、【議長】と同じで些末なのですが、47ページ5(2)④で、「届出等の電子化を拡大していかなければならない」と、何か唐突に出てくるのですが、「～のために」とか、何かあったほうがいいのではないかな。

**【庁内関係者】**

課題を1つ入れると、分かりやすいのかもしれないですね。

**【委員】**

課題と目的ですかね。

**【庁内関係者】**

3「現行の課題」が少し薄いので、今まで議論してきた論点をもっと書いて、整理させていただきたいなと思います。

**【議長】**

今、【委員】のご指摘された電子化というのは、5「効率的で適切な自主管理体制の充実にむけて」に出てきているので、建物の所有者側であるとか、管理者側のほうの話の電子化のメリットということかと思うのですが、逆に消防庁のほうでは、電子化のメリットというのは謳わなくてもいいのですか。

**【庁内関係者】**

消防庁としてもメリットはなくはないのですが、ただ、一番は利用者の利便性といったところがあるので、消防側としてというのをあえて書かなくてもいいのかなとは思っております。

**【議長】**

申請が電子化されれば、おのずと管理側も電子化されたものに基づいて管理がなされるという、そう

ということですかね。

**【庁内関係者】**

そうですね。事務の効率化にもなりますけれども。

**【議長】**

他、いかがでしょうか。本日もご意見いただいていないような委員の先生方もいらっしゃるようですけれども、もし何かあれば。よろしいですか。

これは次回も継続で、この部分につきましてはご審議いただくということで。

**【事務局】**

今回は答申のこの部分、案なのですけれども、もう少しブラッシュアップしたものを用意させていただいて、そこで検討、審議していただきたいと思っています。

**【議長】**

それでは、本日の議事は終了させていただきたいと思います。司会進行のほうは事務局のほうにお返ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**8 閉会**

事務局から、平成31年1月31日（木）第8回部会の開催時間等についての連絡がされ、閉会した。